

浜松市危機管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危機的な事態が本市域及びその周辺に発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民の安全及び安心並びに市政への信頼を確保するため、各分野で想定される危機管理について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「危機的な事態」(以下「危機」という。)とは、突然に発生し、その結果が予想外で、かつ、市民に大きな影響を及ぼすおそれがあり、緊急に組織的な対応が必要とされる事態として、次の各号のいずれかに該当するか、該当することが予測されるものをいう。

- (1) 市民の生命、身体又は財産に被害を与える事態
- (2) 市民生活に不安又は不信を与える事態
- (3) 行政の信頼又は信用を失墜させる事態

2 この要綱において「危機管理」とは、危機への市としての事前対策、発生時の応急対策、事後対策等、危機の予防、発生時における被害等の軽減及び危機の終息に至るまでの対応(浜松市事務分掌規則(平成19年浜松市規則第3号)第3条第1項に規定する危機管理を含む。)をいう。

(危機の区分)

第3条 想定される危機の区分は、おおむね別表第1のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、市長又は副市長(以下「市長等」という。)が危機と判断する事態についても、この要綱の対象とする。

(危機への対応の原則)

第4条 危機への対応は、人命及び市民等の安全確保を最優先して行うものとする。その上で、危機情報の一元化、公開等にも努め、市民の安全、安心を図るものとする。

(危機への対応体制)

第5条 危機については、所管する部局及び区役所等(以下「部局等」という。)が対応するものとし、関係する他の部局等とも連携して対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、危機の規模、状況等により市民の被害又は社会的な影響が重大と判断される場合は、全庁的に対応するものとする。

3 市は、必要に応じて国、県、警察、自衛隊及び医療機関等の関係機関(以下「関係機関」という。)への協力を求め、連携して対応するものとする。

(市長の責務)

第6条 市長は、危機管理の総括者及び指揮監督者として、迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

2 市長は、発生した危機に対して組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関への協力を依頼し、連携して対応するものとする。

3 市長は、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある危機が発生したときは、その危機の重大性等に応じて対策本部（以下「危機に関する対策本部」という。）を設置するものとする。この場合において、危機に関する対策本部は、市長、副市長及び市長が指定する部局等の長で構成し、危機に迅速かつ機動的に対応するための意思決定機関とする。

4 市長は、前項の危機に関する対策本部を設置した場合、本部長を務める。

(危機管理を所管する副市長等の責務)

第7条 危機管理を所管する副市長は、各部局等の危機管理を総合的かつ横断的に調整する等の実務的な総括及び指揮を行うものとする。この場合において、危機管理を担当する副市長に事故があるときは、浜松市副市長の事務分担に関する規則（平成19年浜松市規則第106号）第4条の規定に基づき他の副市長がその職務を代理する。

2 危機管理を所管する副市長は、危機に関する対策本部の本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部長等の責務)

第8条 部長等（浜松市事務分掌条例（昭和46年浜松市条例第39号）第1条に規定する部の長、事業本部長、保健所長、担当部長、会計管理者、区長、消防長、水道事業及び下水道事業管理者、教育長、学校教育部長、各執行機関の事務局長及び議会事務局長をいう。以下同じ。）は、その所管する部局等内における実務的な危機管理の総括者として、所管する業務における危機管理に努め、部局等内を監督するとともに、関係する他の部局等との連携を密にしておくものとする。

2 部長等は、所管する業務において別表第1に掲げる危機が発生したときは、秘書課長への電話連絡等により、直ちに市長等へ報告するものとする。この場合において、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある危機については、危機管理監又は危機管理課にも報告するものとする。

3 前項の規定による市長等への報告の対象は、原則として別表第2のレベル2以上とし、レベル1については、部長等の判断により事後報告するものとする。

4 部長等は、所管する業務における危機が発生した場合において、危機に関する対策本部が設置された場合を除き、部局等内における危機管理に関する総括とともに、危機に関する情報の広報責任者として、市民への広報及び報道機関等への発表、情報提供等を行うも

のとする。

(危機管理監の責務)

第9条 危機管理監は、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある危機の発生に対し、危機を所管する部長等と連携し、市民及び報道機関等への情報提供等に努めるものとする。

2 危機管理監は、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある危機の発生を確認したときは、必要に応じて関係する職員を招集し、市長等の指示に基づく体制を構築するものとする。

3 危機管理監は、危機に関する対策本部が設置された場合にあっては、危機管理に関する総合調整を行うものとする。

4 危機管理監は、職務代理者をあらかじめ定めておくものとし、危機管理監が不在等のときは、職務代理者がその職務を代理する。

(秘書課長の責務)

第10条 秘書課長は、第8条第2項の規定による危機発生の報告を受けたときは、当該情報を直ちに市長等に報告するとともに、市長等からの指示を関係する職員に連絡するものとする。

(各課等の長の責務)

第11条 各課等の長は、所管する業務において、想定される具体的な危機、事例等を踏まえ、第13条第1項の規定により整備する対応マニュアル等に基づく所属職員の訓練等により、危機の予防及び被害の最小限化等に向けた危機管理に努めるものとする。

2 各課等の長は、職員の連絡網及び関係機関への緊急連絡体制を構築し、危機に対し、関係者を直ちに参集させ、事態に対応できる環境を整備しておくものとする。

(職員の責務)

第12条 職員は、所管する業務における危機管理として、想定される具体的な危機への意識を高め、人為的な危機の発生防止に努めるとともに、危機管理に取り組むものとする。

(事前対策)

第13条 各部局等は、発生する可能性のある危機を想定し、危機の予防及び発生時における市民の被害等の軽減、さらには迅速かつ確かな情報発信を行うための対応マニュアル等(以下「対応マニュアル等」という。)を整備するものとする。

2 各部局等は、所属職員に対し、危機に対する意識啓発を行うとともに、組織的な対応に向けた研修、訓練等を実施するものとする。

(発生時の応急対策)

第14条 各部局等は、発生した危機に対し、対応マニュアル等に基づき、迅速かつ確かな初動対応に努めるものとする。

2 前項の場合において、各部局等は、被害状況の把握、情報収集、現状分析等を行うとともに、被害の拡大防止及び危機の終息に向けた取組に努めるものとする。この場合において、関係機関と連携及び協力をし、効果的な対応に努めるものとする。

3 各部局等は、前項の規定による取組に併せ、危機の要旨等について、別記様式により市長等へ書面で報告するとともに、市長等から指示があったときは、直ちに対応するものとする。

(応急体制の整備)

第15条 部長等及び各課等の長は、危機が発生したとき、所属職員を動員し、迅速かつ機動的に対応できる応急体制を整備するものとする。

2 職員は、危機の発生により部長等及び各課等の長から招集、指示等があった場合は、直ちに参集し、現場対応等に努めるものとする。

3 各部局等は、発生した危機に対し、所管する業務に基づく責任及び役割を果たし、部長等及び各課等の長からの指示に基づき対応するとともに、他の部局等、関係機関と連携し、被害の拡大防止、危機の終息に向けた対応に努めるものとする。この場合において、現場での対応に当たっては、二次被害等を想定し、十分な安全対策を講じて行うものとする。

(情報の報告及び公表)

第16条 各部局等は、危機が発生したときは、概要、被害状況、対応状況等を把握し、広聴広報課へ報告したのち、公表の要否等について判断する。

2 各部局等は、発生した危機に関する発生状況、被害の程度、今後の見通し、応急対策の状況等を関係する職員にも報告し、危機に関する情報を共有するものとする。

3 前項の場合において、各部局等は、広聴広報課と連携して、市民の安全及び安心の確保、被害の拡大防止並びに社会的な混乱の回避のため、地域への呼び掛け、市ホームページへの掲載等の広報手段を通じ、市民への迅速かつ確かな情報提供を行うものとする。

4 別表第1「事務事業危機」に定める事態のうち、公表を要すると決定したものの手続きは、「事務執行上のミス等の報告手続き要領」によるものとする。

(事後対策)

第17条 市は、発生した危機が終息したと判断したときは、市民生活の正常化に向けた復旧対策等を実施し、通常の体制に移行するものとする。

2 市は、発生した危機への反省、教訓等を踏まえ、再発防止策の検討、対応マニュアルの見直し等により、事前対策への還元を図り、危機管理の充実に努めるものとする。

(計画・基本方針等)

第 18 条 第 5 条から前条までの規定にかかわらず、別表第 1 に掲げる危機のうち、次の各号に定める危機については、当該計画又は基本指針等に基づき対応する。

- (1) 浜松市地域防災計画
- (2) 浜松市国民保護計画
- (3) 浜松市健康危機管理基本指針
- (4) 浜松市特定家畜伝染病防疫対策マニュアル
- (5) 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	事態	内容
計画・基本指針等に基づき対応する危機	1 浜松市地域防災計画の対象となる事態	一般風水害、大規模地震及びその他の大災害により、市民の生命、身体、財産、生活等に著しい被害を及ぼす事態
	2 浜松市国民保護計画の対象となる事態	武力攻撃事態、大規模なテロ行為の発生により、市民の生命、身体、財産、生活等に著しい被害を及ぼす事態
	3 浜松市健康危機管理基本指針の対象となる事態	医薬品、医薬用外毒物・劇物、食中毒、感染症、飲料水等の原因により生じる、市民の生命、健康を脅かす事態
	4 浜松市特定家畜伝染病防疫対策マニュアルの対象となる事態	口蹄疫、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、牛海綿状脳症、牛疫、牛肺疫
	5 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画の対象となる事態	新型インフルエンザや同様に危険性がある新感染症
事務事業危機	1 事務処理ミス	支出における誤り（手当、補助金等） 収入における誤り（税・料等） 公金・金券等の紛失や不適切な取扱い 印刷物の誤記載（チラシ・ポスター・冊子等） 法令等への違反 など
	2 情報システムのトラブル	業務システムのダウン、ウィルス感染 ホームページ・メールの不具合 不適切なシステム運用（不正アクセス等） など
	3 事業者の不法・不正行為	委託・管理業務の不履行 手当・補助金等の不正受給 証明書等の不正取得 かたり職員等の詐欺行為 など

4	個人・機密情報の紛失、漏えい	書類・名簿の紛失、漏えい 書類・名簿等の誤廃棄 送付物の誤発送、誤投函 メール・ファクスの誤送信 証明書の誤発行、誤交付 など
5	職員の不祥事	個人情報流出 職務怠慢（書類の放置、抱え込み等） 児童・生徒への体罰 セクハラ、パワハラ 個人の犯罪（収賄、横領・着服等） など
6	市管理施設における事故	施設利用者の死傷等 施設の破損、設備の故障等（天井落下、エレベーター故障等）、火災 感染症の発生（結核、ノロ、レジオネラ菌など） 学校給食等における異物混入・食中毒・アレルギーの発生 土壌汚染の発生 河川等への化学物質等の流出 道路の陥没、橋梁の落下、水道の給水停止 など
7	市管理施設における事件	不審者の侵入 施設の爆破・放火 市有器物の破損 市有備品の盗難 いじめ・虐待 爆破予告 など

上記の内容は、代表的な危機の例示であり、関係する危機を広く想定するものとする。危機の事態は、様々な連鎖や変化により二次・三次被害が発生するため、一つの事態が他の事態に発展することを想定しておくものとする。

危機の事態には、関係する部、区役所等が連携し、市として対応するものとする。特に現場を所管する区役所等は、初動対応、情報収集・伝達及び地域住民への広報等に努めるものとする。

別表第2（第8条関係）

レベル0 市長等への報告を要しないケース	
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命、身体又は財産に影響がない事態 ・ 市長、職員へのクレーム、市政への要望等 ・ 市の信用に影響しない事態 ・ 所管課で対応可能な事態 ・ 軽微な事件、事故で、市民の生活に影響しない事態（市及び関係機関の対応で解決する事態） ・ その他、所属長の判断で解決可能な事態
レベル1 市長等への報告は要しないが、事後報告することが望ましいケース	
要注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命、身体又は財産に影響はあるが、速やかに解決が可能な事態 ・ 市の信用に影響すると思われる事態 ・ 所管部で対応可能な事態 ・ 事件、事故で、市民の生活に影響すると思われる事態（市及び関係機関の対応で解決すると思われる事態） ・ その他、部長等の判断で解決可能な事態
レベル2 市長等への報告を行い、緊急に対応すべきケース	
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命、身体又は財産に影響するが、対応可能な事態 ・ 市の信用を損なう（恐れのある）事態 ・ 所管部だけでは対応できない事態 ・ 事件、事故で、市民の生活に影響する事態（市及び関係機関と連携して対応に当たる必要がある事態） ・ その他、部長等の判断だけでは解決できない事態
レベル3 市長等への報告を行い、大至急に対応すべきケース	
大至急	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命、身体又は財産に大きな被害を与える（おそれのある）事態（解決が難しい事態） ・ 市の信用を失う（恐れのある）事態 ・ 市が組織的に対応すべき事態 ・ 事件、事故で、市民の生活に大きな影響を与える（おそれのある）事態（市及び関係機関と連携して対応に当たる事態） ・ その他、部長等が全庁的に対応すべきと判断する事態

それぞれの事態は、その経過とともに拡大・縮小する。その変化に応じてレベルを判断し、拡大時には迅速に対応する。

個別のケースに対する判断は所属長、部長等に委ねていることから、日頃から所管する業務における危機管理意識を持ち、日常的な発生防止、対応策等を備えておく。



緊急報告

<要旨（危機の内容、被害状況、発生時間、発生場所、発生原因、対応状況等）>

<市の見解>

<公表コメント> 公表を想定して、コメントを記載してください。

議会への報告の必要性	あり・なし（議長・副議長・議員）
他の部長等への報告の必要性	あり・なし（ 部長・ 部長・ 部長）
その他への情報提供先	_____

【問い合わせ先】本庁・区役所 部 課
担当： 自宅・携帯
自宅又は携帯電話については、閉庁日、時間外等の対応が想定される場合に記載してください。